

# 教えて! JAさんQ&A

## Q 遺言信託って、普通の遺言と何が違うの?

**A** 遺言信託は、遺言書の作成や保管、そしてご希望に合わせて執行までを一体サポートするサービスです。JAの遺言信託は、一般的な遺言作成と比べ、JA担当者と一緒に農中信託銀行の財務コンサルタントのアドバイスを受けながら進めるため、より安心して備えられます。

先祖代々受け継いできた農地や自宅、そして自分が築いてきた財産を、どのように次の世代へ引き継ぐのかはとても重要なことです。その意思を形にする手段が遺言書であり、特に、「公正証書遺言」は法律に沿った確実な形で残すことができます。

一般に遺言書は、作成や保管、そして作成後の見直しを自分で行う必要があります。また、相続には法律上のルールがあり、一定の相続人には「遺留分」と呼ばれる最低限の取り分が認められているため、遺言書作成時にはトラブルを防ぐ視点も欠かせません。こうした大切なことを、普段からよく知るJA担当者と一緒に、農中信託銀行の財務コンサルタントのアドバイスを受けながら進められるのがJAの遺言信託です。作成後の保管や定期的な見直し、さらに必要に応じて遺言の執行まで一貫して任せることができます。遺言書を作るだけでなく、その後も定期的に財産の状況や考えを確認しながら継続してサポートするため、自分の意思を確実に形にできます。また、遺言信託は、自分だけでなく家族にとっても安心な仕組みです。

「何かあったらJAに相談すれば大丈夫」と思える体制を整えておくことは、大きな備えといえるでしょう。

※農中信託銀行所定の審査、費用が発生しますので、詳しくは最寄りのJAまでお問い合わせください。

### JAの遺言信託の特徴

#### ●コースの選択が可能

「管理コース※1」「執行コース※2」から選択できます

※1 遺言書の作成支援・保管・返却を行う

※2 相続発生後に農中信託銀行が遺言執行者として手続きを行う

#### ●公正証書での作成

相続時のトラブルを確実に防ぐため、「公正証書遺言」を作成し、農中信託銀行が大切にお預かりします

#### ●将来の備えも万全

定期的な遺言内容の確認を通じて、遺言者の「今の想い」に適した状態を保つことができます

#### ●JA職員のサポート

農中信託銀行の財務コンサルタントとJA職員が寄り添い、安心のサポートを提供します

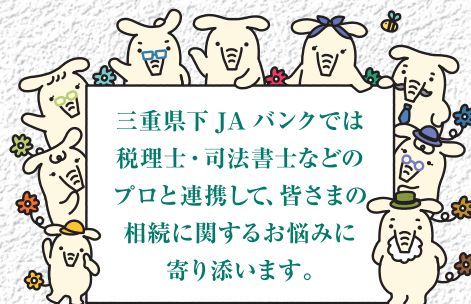
## 相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の  
一般的な相談

相続税の  
概算の試算

生前対策に  
関する相談

遺言信託に  
関する相談 (※)



※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 多気郡 / JA 伊勢 / JA いがふるさと

※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。